

事業者の皆さまへ 生ごみの分別にご協力をお願いし 資料 4

循環型社会の形成による持続可能なまちづくりを目的に、「生ごみ」と「し尿・浄化槽汚泥」の液肥化を行う施設である「真庭市くらしの循環センター（愛称：まにくるーん）」が、令和7年1月から本格稼働しています。



排出方法

- ①容器の使用について事前申請をしてください。※最初のみ
- ②フタと容器それぞれ積み重ねできます。裏面の搬入場所から、同数をお持ち帰りください。
- ③分別した生ごみだけを容器に入れてください。ふたを閉めると積み重ねできます。
- ④搬入の際は、フタの上面に、養生テープなどのはがし易いものに事業所名を明記し、貼り付けてください。

市役所窓口
またはEメール
で申請書を提出



養生テープの
角を折るなどし、
はがし易くなる
ようにご協力く
ださい。



分別表

重要 腐敗と悪臭を防止するため、水分をよく切ってからお出してください。

入れてほしいもの

野菜・野菜くず 野菜・葉・皮・芯	果実類 果実・皮・芯・種	調理くず・食べ残し ご飯類・おかず類 弁当の食べ残し など	魚介類・海藻類 魚全般（頭・骨もOK） えび・かに・ワカメ など	肉 類 肉全般（骨もOK） ソーセージ・ハム など	その他 漬物・ぬかご・味噌 茶殻・コーヒー豆・豆腐など

入れてはいけないもの

たまごの殻 「可燃ごみ」へ	貝 殻 「可燃ごみ」へ	剪定枝・落ち葉 「可燃ごみ」へ	誤って混入されやすい異物 燃えるものは「可燃ごみ」へ。その他のものについては、お住まいの地区の「真庭市家庭ごみ分別表」に従って排出してください。

生ごみ収集容器の搬入場所については、裏面をご覧ください

【お問い合わせ先】 真庭市生活環境部環境課 電話0867-42-1113

事業系生ごみの搬入場所（10箇所）

搬入場所は、クリーンセンターのほか最寄りの指定場所をご利用ください。

①コスモスクリーンセンター（真庭市宮地631-3）

②クリーンセンターまにわ（真庭市櫛西290）

③真庭北部クリーンセンター（真庭市蒜山初和592-1）

④真庭市北房振興局（真庭市下砦部248）

⑤真庭市落合振興局（真庭市落合垂水618）



⑥(有)エコライフ商友（真庭市中島147-2）

⑦真庭市勝山振興局（真庭市勝山319）



⑧湯原第一発電所前車庫（真庭市豊栄1434-7）

⑨真庭市美甘振興局（真庭市美甘4134）



⑩真庭市蒜山振興局川上出張所（真庭市蒜山上福田425）



※搬入場所は、状況により変更する場合があります。

※ご不明な点は、環境課までご連絡ください。

下記のQRコードまたはホームページから、申請書がダウンロードできます。



<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/14/97212.html>

Q.生ごみの処理手数料は？

⇒ **A.分別すれば無料です**

事業系可燃物のごみ処理手数料は、令和7年1月より、**180円/10kg**に改定されています。

可燃物から生ごみを分別することで、排出事業者の皆さまの経費軽減につながります。

生ごみはバイオ液肥に資源化されて循環します！みなさんの取り組みが持続可能な地域づくりにつながります。



【お問い合わせ先】 真庭市生活環境部環境課 電話0867-42-1113